

ID: 633

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第59条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【根拠条文】 (市町村長の事前措置等) 第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 634

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条文	災害対策基本法 第65条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【根拠条文】 第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 700

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令		
法令名 根拠条項	水防法 第24条		
法令番号	昭和24年法律第193号		
【根拠条文】 (居住者等の水防義務) 第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 699

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	救護費用の納付命令		
法令名 根拠条項	水難救護法 第15条第2項		
法令番号	明治32年法律第95号		
【根拠条文】 第15条 ②市町村長ハ救護費用ノ金額ヲ船長ニ告知シ期間ヲ定メテ之ヲ納付セシムヘシ 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1122

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	危険物質等の取扱者の措置命令		
法令名称 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第103条第3項		
法令番号	平成16年法律第112号		
【根拠条文】 (危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止) 第103条 3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。 (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限 (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限 (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1123

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 防災安全課

処分の概要	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成16年法律第112号		
【根拠条文】 (市町村長の事前措置等) 第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日